

火災等の補償

失火・もらい火、落雷による電気製品の故障、ガス爆発による損害などを補償します。



火災 ※1 ※2



落雷 ※3



破裂・爆発



上層階に居住する者の住宅からの水漏れによる損害 ※4



建物への車両の衝突(当て逃げ)・航空機からの物体の落下など

- ※1 「火災」とは、火が人の意図に反して又は放火により発生し、その火勢が拡大する状態となって消火の必要があり、これを消火するためには、消火施設又はこれと同等程度の消火効果のあるものの利用を必要とする燃焼状態をいいます。
- ※2 地震や噴火に起因した火災(類焼を含みます。)は補償しません。地震共済金の補償対象となります。
- ※3 落雷による共済金の請求には、落雷が原因であることが記載された証明書や修理見積書等が必要です。
- ※4 「水漏れによる損害」とは、マンション等の同一の建物の上層階に居住する者(共済契約者・被共済者を除く。)の住宅(共用部分の給排水管等は除く。)のいっ水により生じた水漏れで、部屋や動産が水浸しになるなどの損害を受けたときに補償します。上層階に居住する者からの損害賠償で損害額の補償が満たされなかった場合、差額をお支払いします。ただし、自分が居住する住宅の水漏れにより階下へ損害を及ぼしたときは、補償しません。

築年数等にかかわらず、再取得価額で補償します。

POINT 再取得価額とは、現在の建物や動産と同程度のものを新たに建築又は取得する場合に必要な金額のことです。

火災共済金の支払額 = 損害額(支払額は共済金額の限度内です。)

- ◆ 建物の損害額がその建物の再取得価額の70%以上又は動産の損害額がその動産全体の再取得価額の80%以上のときは、ご契約されている共済金額をお支払いします。
- ◆ 物置・車庫等の支払額は、建物の共済金額の5%が上限で、火災共済金に加えてお支払いします。

火災共済金の 補償限度額

建物、動産ごとに

共済金額の **100%** を限度に補償

具体的支払例 建物の共済金額(=再取得価額) 2,000万円の場合

| 支払対象となる損害額 | 支払額 |
|------------|-----------------|
| 2,000万円 | 2,000万円(損害額と同額) |
| 1,000万円 | 1,000万円(損害額と同額) |
| 500万円 | 500万円(損害額と同額) |
| 100万円 | 100万円(損害額と同額) |
| 50万円 | 50万円(損害額と同額) |

警生協における過去5年間の火災、災害、地震等の支払い実績(件数)

毎年、自然災害等による共済事故が多発しています。過去5年間の合計で見ると、共済契約者の約10人に1人が火災や自然災害の被害に遭われています!

(単位: 件)

| 火災等 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | 5年間合計 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | | | | | | |
| 自火、類焼、放火 | 42 | 44 | 33 | 33 | 33 | 185 |
| 落雷 | 225 | 240 | 200 | 274 | 277 | 1,216 |
| 爆発、当て逃げ、漏水等 | 9 | 7 | 10 | 9 | 15 | 50 |
| 災害等 | 1,438 | 6,628 | 3,648 | 1,819 | 887 | 14,420 |
| 台風、強風、集中豪雨、竜巻 | 624 | 692 | 266 | 648 | 705 | 2,935 |
| 雪害、降雹、凍結等 | 236 | 606 | 122 | 150 | 449 | 1,563 |
| 地震等 | 236 | 606 | 122 | 150 | 449 | 1,563 |
| 合計 | 2,574 | 8,217 | 4,279 | 2,933 | 2,366 | 20,369 |

災害等の補償

風災、雹災、水害、雪害や台風による土砂崩れ、地滑り、凍結による建物の水道管の破裂などを補償します。



風災・雹災



水害



雪害



台風等による土砂崩れ、地滑り、高潮・高波等



凍結による建物の水道管・給排水管の破裂

- ※ 建物外部の損傷が原因ではなく、防水機能の劣化、排水口(管)の詰まり、排水能力を超えたこと(オーバーフロー)による「雨水の浸入」や浸水原因が不明な「雨漏り損害」、雪による「すが漏れ」、凍害、窓や戸からの雨風の「吹き込み損害」は補償しません。なお、「すが漏れ」とは、「屋根裏の暖かい空気によって解けた雪が軒先の冷気により凍り、その氷が融雪水をせき止め、せき止められた水が長く留まることにより、雨漏りの原因となる」ものをいいます。
- ※ 床下浸水により建物自体に損害がない場合、床下に入れた漂流物(流入した草木や泥など)の撤去、床下の清掃等の費用は補償しません。

建物や動産が全損した場合、共済金額の70%を限度に補償します。

POINT 少額の損害でもお支払いの対象となります。

災害共済金の支払額 = 共済金額 × 損害の程度に応じた支払率 (支払額は損害額が限度です。)

- ◆ 建物契約において浸水被害がある場合、建物の損害額と浸水の程度のいずれか高い方の支払率により計算します。
- ◆ 物置・車庫等の支払額は、建物の共済金額の1.4%が上限で、災害共済金に加えてお支払いします。

災害共済金の 補償限度額

建物、動産ごとに

共済金額の **70%** を限度に補償

70%は損害の程度が全損の場合です

具体的支払例

建物の共済金額(=再取得価額) 2,000万円の場合

| 支払対象となる損害額 | 支払額 |
|------------|------------------|
| 2,000万円 | 1,400万円(支払率 70%) |
| 1,000万円 | 720万円(支払率 36%) |
| 500万円 | 200万円(支払率 10%) |
| 200万円 | 72万円(支払率 3.6%) |
| 80万円 | 24万円(支払率 1.2%) |

建物の損害

| 損害の程度 | 損害区分 | | 支払率 |
|-------|-------|-------------|------|
| | 認定の基準 | | |
| | 建物の損害 | 浸水の程度 | |
| 全損 | 70%以上 | 1階天井まで達した場合 | 70% |
| 大規模半損 | 50%以上 | 床上1m以上 | 36% |
| 半損 | 40%以上 | 床上30cm以上 | 18% |
| | 20%以上 | 床上以上 | 10% |
| 一部損 | 15%以上 | 床上まで達しない場合 | 6.0% |
| | 10%以上 | | 3.6% |
| | 5%以上 | | 2.4% |
| | 5%未満 | | 1.2% |

動産の損害

| 損害の程度 | 損害区分 | | 支払率 |
|-------|-----------------------|--|------|
| | 認定の基準 | | |
| | 動産の損害 | | |
| 全損 | 再取得価額に対する損害額の割合 80%以上 | | 70% |
| 大規模半損 | 60%以上 | | 36% |
| 半損 | 50%以上 | | 18% |
| | 30%以上 | | 10% |
| 一部損 | 20%以上 | | 6.0% |
| | 10%以上 | | 3.6% |
| | 5%以上 | | 2.4% |
| | 5%未満 | | 1.2% |



1回の災害等により災害共済金の支払総額が50億円を超えるおそれがある場合は、共済金を削減させていただくことがあります。
《過去の主な支払実績》 ●H16年台風18号: 約8億円 ●H26年雪害: 約5億円
●H30年台風21号: 約11億円 ●R1年台風19号: 約8億円